彰考館

連歌新式增抄 下

四七

へ5
1616
2

5
利門
1616
2

連哥新式抄下

可陽三句物

月日星　如此光物

雲　霧　霞

雪　霰　霜　雲　烟

木　草　鳥　獣

麻布る牛たとえられ[illegible]の地なりしよりも
二句なり[illegible]地なりしよりは生れ[illegible]は二句奥も生
れよりも二句なり[illegible]
とつづけたる牛にして生ずいは二句なり

名所と仏法　三句　七夕は月日　仏の星名也

三句なり[illegible]年のごとくなれば和名
二句光物よりしたがひ月明なり[illegible]

可蒲天句地

同字日と日風なる風

あらたなるの新しき
あれし吹られ風の名くみ句

色なりても下衣
句なり嵐　嵐分
百句二

雲なる雲と煙と

[illegible]

供陽七　烟と煙
句や　七句なり

雲なる雲と山と
器等禁なるの山
新られ句や

山　浦なる浦
[illegible]の道
られ句

波と波水と[illegible]道と[illegible]
和　和分の[illegible]句なり[illegible]
[illegible]

木なる木
なる[illegible]草
ひとつ[illegible]
句

鳥なる鳥
[illegible]句

獣と獣
[illegible]句

虫なる虫
句なり

忠と忠

樵乃杖も色ゆ色し居所

夕時分はれも入句付ても
四字作入句入日ならずいな

居不當二當

句二句當ニ入ね 述懐ニ述

日付てハするく
入日付りきひわしきなり

懐

称述懐詞事 もろしいうしへ老生死にて不
可為述懐世親子皆衣墨染隠家於身ニ
身分不知なり允無為述懐之意不露顕詞者述
懐ニ可用也生ハ不為述懐や墨染衣可無ニ天殺
由を年有云法云ニ続る墨染也仏弟子衣服ニ
衣や文基僧於墨染苔衣見同於不冷如新式今
案可用 続るうち今なりとまれもさいは述懐や
之也 むかしも依句述懐にもならんし

おもふ身といふ白髪なよりひは述懐や
衣ほもさふれ思ふすこ世の所はのものなし、
しても述懐のこと思ふなけれハなうさるなり又
述懐のこと思ひおりてもこひなれハ述懐ニするも
不遁之身ひのまゝなりハ樵色とてわりなりふとは
わこにのさす樵なとすれハ身ひと思ニ遁なり
仏弟子天伽の弟子の筆やくえるれゐれとの筆之
なと紀わとなと紀人世のりて出まり分かしと衣編も
述懐のうちえ
五句なり

非祇乃神祇天女と

天羽袖ヶ袖 衣裳皆五句なり 衣裳乃衣

裳山の山乃名所 山の名所山於なるなり 浦

冨士浅間ハ山トイハデモ山なり

スミ吸名浦トイハテモ名所ナリ

与浦乃名所　浦の名所　与字之　原　松のさくら　与季物なり
て可隣　松原と篠原なと與之　俳諧にてハ与るへし
又句
ぐわとぐわぐわとぐわとぐわとぐわとぐわとくわりてハ面なり
今時分に□これしく聞ゆなり　巳歟
夕月日　朔月日
朔月日よ名所　俳諧の日夕の日四月
いその俳諧もかりとて　朔附月と云之
朔月日なきひの異れとまつて　それハ月とく月にちかう
やこいふなをそ二句よ用なり　松一なきその閑山
朔之兵ハ朔日
夕日なり之

可隣七句物

衣季や竹田の句　松茂セクト之　竹苗段

桜ソ萌式　ナト田トイハ　ストモ苗ナリ

同季　同季七句之　七句他年月日
月と月　星月夜なとの類　季ハ七句之
七句松むしの類ハ又句なり　松と松
老松の家いハ七句なり
八又句なり　竹と竹　七句なり
小松竹なきも
田と田　田夕へとも　二句耕字之
夕へとにも　二句なり
衣とろ毎夏与夏　洞与
洞毎与江毎字
山にハ毎山ホ毎与　天盤毎　天川毎ホ可隣
又句可嫌し　七句不可為与与毎
三　盤毎の半事思ひすくねハ
三葉事てなへにて何ねなり
もうしなりひ与の三とせよたハねかり与すして
ところりそれをいれてなりしたる与ゐく　楠毎明との

新のうつきにて作くつるしくにてしのうへにすなれ
とまりて名ひすうつねとしいうひしく天照ハ六弁舟
八いされこいうされまこの御子の天照大神をうみまし
て後名ひすうつかとさうしうひしく天鶻楠舟
なり

衣字　霧衣　織女衣　衣木　可隔七句　但不可
為衣　類衣　衣川　衣手　杜衣字よ五句
可嫌　雁衣　衣よ二句　衣裳　尾花の袖　かくし
之　衣ハいよ二句も可嫌　唐の衣　衣よ以上

不嫌　松字　松嶋　松浦山　松嶋　山ハ
之　木円　之袖よ嫌ヘし　松よ
五句　松浦
も五句　田字　生田　田上　五句
　浮田　杜　く
雁舟　墨衣　川　木　何れも　竹字　竹　竹
之例　可嫌五句之　名所之　川木已上
細代川　松なり

花の波　花の類波ニ似タリト云
コトヽ水辺ニアラネトモ
打渡嫌ヘシ
分別スヘシ
正花ナラズ
花の勝
正花の方
縁ナラヘニ
勝ニ并
打ヲカヘテ
否ヘ其名
時ニヨルヘシ

芦乃穂綿　秋　紙注

可分別物

花の波　花の名ハ雑之波のもハ雑人波の
もよもそうしも可嫌名人波袖之云
花の勝　花名之松山新之袖（花咲てまこ似タリト云上）
花乃雪
まおうり花の波はかお
はおるひうに
松風の友　名よ西ゆう袖　本意
おうまそ　よわうす
友　名ハ西ゆう（名ミ之）
河原氷友　名ハ西ゆう袖り
よけうこそ　おうまく
（月ニ七句名ニわうし）
（秋の詞ヘテハ陰物也　其も同之）
月の雪　為陰袖や
らきの月ヘてハ五哥
秋の詞ハよねても浪
袖にてハ本一　付合

桜戸
是之也…

にも用にもたゝず枯のゝ景気へていふ也　三枯
ハ雲にある水ゆへなり且月に雲としたり名所なり

月乃霜　同

夜の詞へてハ雨ありなきなし

之ハ袖よ夏句　名所ハ名なりかり袖なり

桜戸

あるりの戸ハ松の戸なしにハ名りきり
松の戸ハ松板の戸ハ居不りり之春秋の戸何お宸
手にそし名所ハ戸なりさるる戸　桜の手すてし
名所の包も

木乃景家

是也　如此類也方よ可嫌之

の景気あるへりとくら之ハ袖なり家の彩なり家よ七句
伏犠神農之時分ハ家なしとなりりし也へまよ木の
景気をあらそ家よ（ちるとよそてたるこ春の宮めかたあるへし）之ハ袖よ可嫌之作
し名所のなり

花の雪

袖不可嫌之

波の花
（欄外書入）

也計なり雪ハにも西
水宝なしくにも西

洞乃夜　余袖よ不嫌　夜よ西ハ
嫌之

波の花

名所也よ可嫌之

之ハ袖よ不嫌
自然みなよなるかるへ
とおるへし人よ

波の雪

是なり両方よ嫌之心ハ袖

のさるし雲魚作一説當時
波の雪名なりかりり袖
なりかる名と波の上之
られけるよ
あるへし
所用如此両方よ可混合之物ハ
嫌之不可混合よハ不嫌之也
雪のかゝりゝり
名所なり

袖乃霧

於一向会洞也之句者不可当意之説在之云と

こひそてもかへ袖なり枯なり霧の名よすれハ洞
也なりなるくのおろしなしにハおしきこなり

洞乃霧

かり袖よ
嫌之　三句之枯ん霧なるるゝなしく
まるし草木之霧なよたることよ

なかとの洞の事　洞は時雨　毎年に一当冬季
ふる作るへし　乃ち和歌越可嫌
之あるの対面なるへし　なかとの時雨しられ一のうち
可嫌し　なかとの時雨は時よりあるへし
秋の月はなかとの名所なれ　なかとの時雨はあるへし
なかとの雨は月も雨はかるゆへなかとのすしられい
時分の名所
ちり和は三句之

名所部之事

浦合波とて浦と付て之水塩

なかとはすへし　なかとの名所部

海別名所

はすへし　為名所別名所や
地してもしかのかうれね浦海川なとつかの
名所いかれ所なりなかの所はなかとも略
和なり苦戸名所　あのれ所おれとも又なかとの
あのかるるよりより所部のあなり所名用部
用所部所用部と　地名の所なり所名用所
居の所用も　地名なるなるなるや
なるなる所用の所和名　三句はなるなるすなるや
つし所用は三句すへし　用所用所用所用所は
可なる水名上所異　地名
地名名代准之　名略郡の名はなれとも名名
不略なりあるしの異すし　山所はも
なり山所はの名異　名名名名名名名

難波志賀　此ノ為也　代准之
郡の名なれはとても此ノ辺
なにはを　杜若あやめ芦蓮薦菰
いふ也
伽羅　とも云　惣樋釣瓶
なり　　　　　　　　　　　　なり
手洗水　此上ハ為也
為なり
許用なる時不為あやめ恐何にても
許用なれはよし手洗水も
為にて芦原なるの外ハ杜
日あお為ハ為なりといふ字に
杉垣なり
花不ノ五句にても
二句也とても二句入
霧綱　此ハ為也
廣屋

耕作也
七文字入
テ八畫
田ヲ以テス
コロヲ用ユ
専也ハ可也
也

湖楫なりそひき
ノ三句
字のノ二句小田をかりて
小山田苗代とも
為名水にも
苗代水為之
小田苗代　苗代すくもと為なり
布さらす　硯水　潤川　養護
袖ひつ　月の納涼
潤の帯之
潤ノ二句
鷺乃氷為なり
菜人
氷水なりと
苗代水と
[illegible]
巳上此
水也
山より開く山より落之
苗代　早苗
ノ二句や

白川のなきは相坂の関の
浦よりも関ハ浦よりも可
相之山相坂より
猶之
すま海の関清見関の
相ハあまり名所之
岩橋
久米の岩橋
なれハ水鳥かよふ
不ま山相之
しの一乃うらあり
ア上二句
蘇氏木
ま上二句
焼ハ柏なり
来よ名所
猿澤川
山相
以上北
澤川すれ
なし
宇治川鳴
北山相九州よりある鳥ハ
山寺に里よりす
三鳥に在
なのあく
泊瀬ち
准在山関山顛
余准之
清見ち
准在浦之関
鳥水辺
難波ち
非水
太子建

来賀路路鹿路
准小野吉野奥
可道山歌
武二ハわまたり
とうちあうる堅しいもかれハ北山相道すよ名句給
麻よ九字天々柏も可猶者郡の名あり
霧のと中
可力
可力山相拝北
鶴鵠嶺
鶴鵠嶺霧林
柱柄
お山相ら桁より二ら猶
此しら背今も見へるとれ
二円武蔵ら猶名く
き貫何にてわきさあり
霧林ハ天伽涅槃らふあり
ものとね天鳥流清の在
流なり霧のとゆしハ天鳥涅槃のとろあり天鳥北
入滅のとにまれとされしむそ出しのれさり
々霧のとねのしとくとくて見えしとあり
仙人
人編之仙木代高の
牛松東山相へ
炭焼
人倫之里
よいれとも

すゑの松山すゑの松にたつる浪よ　宮山　不可為　山城
みえし山なりしてかはらに見えたり
源抄にるとなり　源氏なとにもかれなおの宮山川
らやをとかりの宮は山の…すゑ…庭の山つき
山かと山城にすし　山城名所に不
つれ山乃本に二句　宮入鴻　可為之
関東なる名所
の鴻なり
のおなる
一し　冨士浅間葛城　なと許は　山城許可
是は…河はおまりたる山なる名所なり
冨士の山は不死山とかはりなりに
知るへき事のうや姫の天人の…にてかさねておひ
やさんとおやたるまつりよ不死の薬をあたへ
てまゐりしたゝ後わひそすハ不死のくすりもなる
せんとてたりに山をる河ねてけふりとなりしゆへ

しかれより不死山といはゆなりとあるかくや
姫はまいりしとておのかの…みてみとあ
りれとおりひそうらはなる郡の名よ付て冨
士といけり常　からく牟のなまくさよりくすりまい
しくなぬくすりもなくなりのかせん式を泥とは山ハ岩
葉なまとむし涼新の方ち江山よ来て不死のくすり
とすと　山城よ不用をし由統可北郡上西可
む　尚山敷きるなしめくを舞可定之に
松鴻
統あるう何人なり　田蓑鴻　北山　三鴻　摂州
山城いなり氷為之　豆州
末不可為　名為牛　依句不可　名所八也
山敷や　なり　内名所之　摂津なり
こひの山　慈山
こひの山よはくしのたかれと源氏よあるも恋の
山乃　…みちのくの山乃…とにふるとかろなり

遅桜　松花

蒸焼　雑子

蒸焼　雑子

砂乃源

砂乃源

月兎

月兎

初為四

二月上申日ゟれも二月十一日ゟ松ゟ先生ゟの日
使ゟ来中ゟ初つゝむ万賀義ゟ同府の客人
ゟ山ゟ来て帰つゝ
味のゟを養ゟて義人出て

ゟくのゟゟ二ゟゟゟ尚日のゟゟ内ゟゟ
義人出事ゟて上郷弁ゟれゟゟくゟゟ
清和天皇貞観元年十二月九日ゟ出ゟゟ
義日四位ゟ的弁ゟ出一の位ゟ義ゟ
出二位ゟ位ゟいゟゟの義ゟ
弁ゟのゟゟ出ゟ義ゟ
出ゟ元年六月廿一日ゟ
国ゟゟゟ位ゟ
ゟゟゟ弁ゟて柳の柳紙
いゟゟゟて義ゟ
ゟの連歌風秀ゟ
国ゟゟゟゟ
ゟゟゟれゟ
ゟゟゟ義ゟ

高丘へうつらせ給ひし天児屋根命ハ河内國
平岡よりうつし奉る姫大神ハ伊勢より
うつし給ふ例あまてらす大神の分身にてましませバ
なりとかや同年の十一月九日従四位のしるしより
かしこまり勅使をたてられて三笠山の下に御宮
根よ家柱をたてられて其のちうらの明神
とおなじくたてまつりくはしき事ハ縁起にくはしくよ
見えたり行るべし又此月ハ廣瀬龍田祭平野祭あり是も
上の申の日なり 遣
やはらかなる事なり 是も同

南祭 石清水臨時の祭也 三月中午日先

二月の比より奉りの舞人陪従 舞人ハ定律の
辰日試楽のことありけるのまゝひきつれ倚子
たて出御ありて御覧ありてすのこたかく
しかしかさつて四位五位の舞人陪従めしよせ

地下より侍せて次第中門の障子のもとよりおりて
て御気色うかひて出て御前の庭に参りて錦の
やゝすて舞人をめしてまづ舞人をすゝまいり行の其の
下にて行の桜をおりてかざしまいらせて仁寿殿の
廊の下よりすゝみて御まへをとおりて南の
陪従は竹の台し御人求子うたひ琴笛ひち
りきの音などのうちに舞人へまひとりて大比礼へ
しうたひて舞をはりて次にまりきりの試楽にハ
ことはたなるれどもねがはくハ世のうちに給はれ
らすまじなり試楽ハ調楽ともいへり先音楽を
その後しるなどあり南日ハ御禊あり庭にて使舞
人つかた長以下かさしの花と使舞人の冠にさされ
三献のもの五献果てかざしたるのことあり
天暦五年四月廿七日はじめて此臨時の祭ハ

かりこれハすゑのこりしおん門ハ乱逆のとく
ありしを此いのりにひけるに八幡大菩
薩のりのまさしくあらたなるをかふしに乃
つひにうちとりの光明の御告をかうむりて合
十人あり　いかりに八幡の宮の石清水ゆく
すゑとほくしへまつりん光ハそいのりよ宗よ
かん使りきうしうたに天禄二年三月より毎年
の祭よおこり使らん次の日ハくつりたらの祭おり
ういまつりハ北おもよ御まつり弓場所
にて勧盃禄ありし給まうる　賭弓
お家としるし但ちうふかみ家とハ諸国の司人
か中をおこりていふなりおほやけの人を御しして
但家をきりきうあれハ一名よ名付く撰挙にて大
にまいりて御前の度数てしく代れこなたにとり文

おこく其くれゆく使り大ろうくよ廃付きていと
くらんもちく抱挙の罪もにて家くの口伝流く
乃哉室光さ滅しくよ使ろ宇よりそ大ごん宰相
の蔘叙除目あらハ四ケの大事とてよし職家くハ
ことにて御使する名誉の国望名四ケ人の秩次更
任府返上なととつふ下文のゑして叙を不知とる
ここそ此除目よつけをりへき宇ぐさもハ十年の学
にもおのつ此くて一両丁にうみにもうれのへこて
きれハ先ん速てよおなり子すしてハおやすつてむへ
きこしくおするん也式目ハ十一月よりかしく納めて十
二月まつて三ケ月なり叢列天皇の御宇武内宿
禰紀棟梁臣よなりさかさ尭識のそうし始なり
孝徳天皇大化元年よ八省百官をさうく設くるか
されりさく紀ハ大臣大連なとしいふ号あるへき文

武天皇大宝に渋海云不比等に初かんて律令を
さうぢん当位階のこ段のせうりを陪たなりく
あらそく官もありまそんらく職ゆりをこれと
合和の当にしとや候や紀内言中納言ハ大宝に
アも以有おもの号なれとも六位合はハのせうれ
もさうに歌て少ハ三年なかんりし京当除目
これ京にある終句とむすひて
さうかうれハ市中の人に定まる意之

一里 おしく 須戸乃に柳 あら積く

為上巳日
可為春也

三月さうし歌の巳の日源氏中須そあそりしたり
未なり十須なりしても上巳の日なるまいおわり
三ノおの

正花なり
挿句に二句

色おん花 白色鳶総尾

鷹 以上 養之

二たり〳〵秋なりしまたり〳〵
しらふのなに尾のたねと二三の
そねほそて六り又ま
アそおりまねりけんとそ尾としう
たうかうしの枝少鳶の光
附源のまさより四つ上の
つうるなら雲乃うに 続よたり

若加茂乃山越 是わか恵しき 鶴千年 つもあらまし 今のそ道よ

（是分京之）
神祭柳花 きう来るり神月よなれハ神 山のなうのえうしいりと神も

杜若牡丹 なし 加茂社おもしれらうかり柄よ飛 徒のしき 盛之 眉人 かれ付くらむ
京都法安 景物の方に入之 たんまなり

花忍 おとて 旅に 立 まも しか おこそ の ニ 三 見 人 を は 旅 多

毛とうの奇雪 并 寄屋雪 以上文

平野祭 なし

上申日延暦より此祭社を建立
ありて貞観より[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible] 蔦花蕉志ゝ

[illegible] 初鳥狩 [illegible] 出羽

[illegible] 小[illegible]

[illegible] 水無月 [illegible]

[illegible] 初[illegible]

[illegible] 初[illegible]

[illegible] 時雨 [illegible]

相撲 [illegible] 七月より相撲[illegible]と[illegible]て天子の[illegible]

[illegible] 同日 [illegible]

[illegible] 八月より[illegible]

[illegible] 十六

又竹九日より播出とて初てはらんせ
ふくたり弁慶三年より始て法四、ちり
の説ちふ寛平七年より同年記より寛仁天皇七
年七月より黄麻のしゆより勇士あり名と當麻蹴
速とつちくつまれ相撲半角をもとれ川下天
皇のうをきこしめしてこれとつへさ
人と群臣よりあつまり出雲國よりたきき
れのくあり野見の宿禰ともひけらんと弟見乃
宿禰ちやまちりうん蹴速ちを
うしへてこしてあらとちよりふちうを
きこれすまひをんちりとちり絶たちり

放生

弁紙 お一 あ

星月夜

月夜ト云コトヲ月次月 月ハ名字ヨリ可偽カ

同ジ七夕ノ日ハ夜ハ星ハ出ス八月ニ入スヘシ 弁ニヨリ月ハ夜スヘカラス

秋夜長 七夕ノ夜スヘシ夜ノ長シ

秋夜長

七夕の男女なり

後撰よりみ入てるなり七夕の男女なり

のなりよりあまもさまたれ

年たり七夕の秋ふ

秋ちりて秋さり衣さ

むきたよりてたりて

むしろの山風もわりふ

たりの男女なりそ

和線

同 上 七夕の男女なり

庭ちなの男女なりそ

ふ命よりの三年のうしろ

脇中のをさ

ーたりなりなりそ

なりいひて

とはの

鵲巣

梅田

鵲

ちりはんすもれ

わりそりはりけるよ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

冷 秋不可当秋しも雖有一義秋の　源氏ゑ夏
　　春よりはしめし時強用之有例　あそひなと

[illegible]

清かの納言桂宮ゑ[illegible]花花女のきらひ
[illegible]

秋 已上
　　秋之

あし 初雪ゑ[illegible]

[illegible]

立火 神事[illegible]
[illegible]
[illegible]

まて柏をそしる

[illegible]

小祭 公家衆の[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

二月より殿様にて使者[illegible]
来乃弁当の不作人信長を海の絶て[illegible]
出かけて[illegible]
くの下より[illegible]
くいかりて弁当[illegible]
そのこまうこの[illegible]
さわけこのうか弁当[illegible]
わらいこうあ[illegible]
しらたらしたわ[illegible]
しきみて陣所の[illegible]
けるよまれこの[illegible]
さをかつてこ[illegible]
あるをひかれ[illegible]
もうをひかれ[illegible]

[illegible]時のまうりどこ[illegible]
つをひいあ[illegible]
決をひけ[illegible]
ようなん

豊的茶會

此ことし年の[illegible]
をもよたてま[illegible]
つをひてくを[illegible]
あよ常寺わられ[illegible]
寧お弁よ[illegible]
うつよ[illegible]
よつて寧お弁の[illegible]
よ見ゑをまうをて[illegible]
の西海のさを[illegible]
きひ海のりる[illegible]
めつるよ[illegible]
うく[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

二句

松門　松の本にてしるし門たてしたれば門にいつれの木と

[illegible]

[illegible]

[illegible]

行物多不記有故名アリト又門訳ヲ行人家ト云ヲ行矣ト書ニ

竹文　竹文地名伝説

藻枕　藻枕

稲延　稲延

宿　宿

延枕　延枕

文　文

東の方に
[illegible]
ナトハ松ヲ所
[illegible]
松ヲ言訳
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

常の灯

[illegible]

[illegible]

三日月のおそかるべし

[illegible]

[illegible]

[illegible]

奥のひとたし

不可付之

桂

衣

冠

衣

桂乃匂よ恋

又桂の匂

桂木と

不可付之

松

松乃名所

生田と

匂よ森と付て又杜乃名所

くし

題よりて可付之

くし部

ひとけて衣

生田

森

匂よ付

[illegible]

[illegible]

[illegible]

時を可付万数之二句や　一句のうら
[illegible]
[illegible]
[illegible]

橘人 橘朝臣

橘田 可為植物

なたむし 為春

野梅 梅字

詞乃花 詞字

なすむし 為夏

あるむし 為秋

若葉 為春

可用 掠字

加花者為春

可為夏云

一説ハ花ハ春ノ末ニ成テ夏ニ成ル

下

二十九

秋の季にて本を初くひらく　歌半　席の
[illegible]　元半
[illegible]
[illegible]
[illegible]

頭雪眉の

雪

史て

海の字

いさらゴ

山の字

老の字

何字

さをしかの妻よぶ小藤の花の字

付句

若狭の字

付句

雪よ梅

民乃

海と

付句

秋乃時雨よ戸をあくる

付句

横川

菖蒲

山の月

人傳

山の雪

付句

生駒の絶景

つくづくと

ひとりぬれよ

秋の尾花

のうしみとうしたるを

ひとつ

ひとつ

ひとつ

海路注ぬハ様ニ
依句奇為様ニ

二句可

二句

三句

可婦

可越

國乃海　名所　海のうミハ海のうミ
名所　海の名ハ海の名ハ
海の名ハ海の名ハ
海の名ハ海の名ハ

春秋恋　以上五句共に恋の句にて果て共なり　二句は恋なり

反魂　懐旧　懐旧玄常　それも三句と限り　在此内　そなへ一句にて

遠懐　なれども三句と限り　なれども一句にて

なれども　以上三句

白髪　以上三句

御用事

墨絵　同　洞　又名なれども

尾上　同　鶴　来実

松の緑　二ハ名木　一ハ名松　松木　松人　まさきかれ　ろくろ

あり　一句あり　一句あり　一句あり　一句あり　一句あり

岸　名所なれども　なれども　なれども　なれども

祈　名所なれども　なれども　なれども

以上山神

なり

坂　名所なれども　なれども

岩　同　沼　同　山　名所なれども　沼　沼

山　名所なれども　沼　沼

柳　名所なれども　なれども

松　名所なれども　なれども

松木　名所なれども

松木　なれども　なれども　なれども

又別なれども　なれども　なれども

已上如此郡山郡東之絶滅之

名所なれども二ツ

海浦　名所なれども

湊　名所なれども

港　同　名所なれども

浦　名所なれども

（真の浦なれども名所なれども　なれども）

浦奥　名所なれども

磯　同　なれども

干潟 岩河 河泉 泉 河池 泉 池 泉 池 泉

用すれば人用なり

人倫

人倫を一生まもるを一わしは人倫を一生まもるを一わしは

人倫

人倫

人倫

連歌初学抄　法常恩寺殿作一条
往古以賦物為題或百韻或又
十韻毎句用其賦物を代句
計有賦物之作法脇句以下一
句不意之句雖不論聊不
忌四季而已発句ハ意賦物之時
二字続ケをいふ意之脇句ハ様之

不発句ハ人字不可意之
人ハ山ハ山ハ海ハ方ハ国ハ自餘唯之
又三字続ケ賦物ハ一字露題賦
物ハ近代ハ百韻連句ハ毎句忠
用之若有其無二字返音ニ下賦
物ハ発句ハ毎句ハ
常意之賦物之字上ハ百

韻之中不犯之中法面之句多
忌之近代多之沙法頗可視之
今仍近年者至中十三句賦物之字
計所云〻
參句脫句同字并拘名之句
八句の中淫海如句所可煩之
一近代一句懷紙に返之中二句返
惡述懷名不拘如面不付之
右之面如出之
右大概准建治式作之但當
世好士不用事多不及取捨只為
四當座之淨論粗不定如件
應安五年十二月日　後善光園模政殿
　　御判

新式令案奥書

右應安新式令案
[illegible]
永不可遠背仍未定律近日和
論之間自本式以為彰芳之
訪宗砌法師意見之類所記也
式部法脫案及滿座淨論之

自代加斟酌後日所出之達可定
之旨被仰也

享德元年壬申十一月日　後常恩寺殿
開白御判

[illegible]
[illegible]
[illegible]

和漢篇　　[illegible]

一大概法下用連歌式目準　[illegible]合

[illegible]

一和漢共に五句為限但漢對句

可及六句準

對句とは六句すべきなり　いつくもなく漢に章句なきなり

對句にはんそうのむなり　京都等本ホ

句数和漢可通用準但無

荀古曉老尼未之新和漢各可

用之　荀古老両説曉たる漢ゆゑ和ゆゑ也　[illegible]用なり数也

[illegible]

同季可隔七句同字　并

連懷ホ可隔五句　同生ゆゑ　武

自余隔七句之物可隔五句　月ゆゑ

月と月と季ゆゑ　[illegible]

[illegible]　隔五句之物可

隔三句　山[illegible]

なり 陽三句ハ物可陽二句陰ハ越
物同連歌式目
そひくれと二句なりあり
けふ〻けふハ如是之ハ
心詞ハ自是居不ハ不可ハ神用
分別半 但今大裏なしにてあるハ漢神用
之ハ法ハやうなりてこの半也
なり 万物美名能ハ神一可定之事
但可為本神半 涙美名ハ能ハ神ハ
月ハ季ハ
能今金為ハ用能作ハ為今為ハ

雪為ハ寒ハ意ハ霜ハ時ハ鶯ハ鶯
如此之類 可依連歌美名物ハ例
ハ美名ハ物ハ
ハ漢ハ
聯句中可定其季之半
曙芳 月 激氣 陽也半 端也 焼也半 端也
之意 紅 月 激氣 陽也半 端也
淑ハ 嶮ハ 焼也半 端也
ハ
万ハ

新緑 若葉の事
霧雨 雨に霧
晨月 月の異名
初源 初夏清
月日 月の異名
月出 月の出
月清 月の清
月明 月の明
月光 月の光
月色 月の色
月下 月の下
月中 月の中
月夜 月の夜
月見 月の見
月の出 月の出
月の入 月の入
月の光 月の光
月の色 月の色
月の下 月の下
月の中 月の中
月の夜 月の夜
月の

私語 世人 一の為人倫姓名 不可無人倫但
可依津 只姓名のみ人倫と姓名を
事殺のみ人倫と一人として
名利 世人 人倫を捨て 浮世 出家
出不 出家 遠懐
緣 為水色
禪定 定に禪や信人の禪の中にも定
より入も禪なり切支丹なり仏道
場 安住の教なり
幽不 遠懐や不士とつ
いまだ生死の

應安以来彰式之今案追加条
并 七代風俗乃篇目お依多其
端末学者常逢之商豊而今彼已
勒以為一冊但猶未一定之事或
脱漏之或先載之以往後君子志

同者振之赤豆平

文亀年間林清上澣　澣あらたまる一月なり

こゝろのいとまをもて繁をとゝのへふるゝなり上旬中旬下旬のこゝろなり流の字もくわしくあるべし

一勒　のれをひとしるしよりのこゝろなり　ひとしるしなり一法元子大学のこゝろ繁なり大学のとゝのへ結の字まもれば　こゝろ

とゝのへなれば中背わやまりを

勉処　ゆうはりくるべしなり　夕餐間　たべあがなり

寛文五乙巳年八月日

長尾平兵衛尉校